

道路占用料 新旧対照表

占用物件		単位	新	旧
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本	年額 280円	年額 280円
	第2種電柱		年額 440円	年額 440円
	第3種電柱		年額 590円	年額 590円
	第1種電話柱		年額 250円	年額 250円
	第2種電話柱		年額 410円	年額 410円
	第3種電話柱		年額 560円	年額 560円
	その他の柱類		年額 25円	年額 25円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	年額 2円	年額 2円
	地下に設ける電線その他の線類		年額 1円	年額 1円
	路上に設ける変圧器	1個	年額 250円	年額 250円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル	年額 150円	年額 150円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個	年額 510円	年額 510円
	広告塔	表示面積1平方メートル	年額 <u>2.020</u> 円	年額 <u>2.210</u> 円
	その他のもの	占用面積1平方メートル	年額 510円	年額 510円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル	年額 10円	年額 10円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		年額 15円	年額 15円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		年額 23円	年額 23円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		年額 <u>31円</u>	年額 30円
	外径が0.2メートル以上0.3		年額	年額

	メートル未満のもの		46円	46円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		年額 62円	年額 61円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		年額 100円	年額 100円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		年額 150円	年額 150円
	外径が1メートル以上のもの		年額 310円	年額 300円
法第32条第1項第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートル	年額 510円	年額 510円
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートル	年額 250円	年額 250円
法第32条第1項第5号に掲げる施設__	地 下 街 及び 地 下 室	階数が1のもの	Aに0.0 04を乗 じて得 た額	
		階数が2のもの	Aに0.0 06を乗 じて得 た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.0 08を乗 じて得 た額	
	上空に設ける通路		年額 1,010 円	年額 1,100 円
	地下に設ける通路		年額 600円	年額 660円
	その他のもの		年額 760円	年額 760円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル	日額 20円	日額 22円
	商品置場その他これに類するもの	占用面積1平方メートル	月額 2,020 円	月額 2,210 円
道路法施行令（昭和27年政令第479	看板（アーチ式であるものを除く。）	表示面積1平方メートル	年額 2,020	年額 2,210

号。以下「令」という。) 第7条第1号に掲げる物件				円	円
	標識		1本	年額 410円	年額 410円
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本	日額 20円	日額 22円
		その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本	年額 2,020円	年額 2,210円
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基	年額20,200円	年額22,100円
その他のもの		年額10,100円		年額11,000円	
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートル	年額 510円	年額 510円
令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートル	Aに0.024を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場			占用面積1平方メートル	年額 2,020円	年額 2,210円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設			占用面積1平方メートル	年額 510円	
令第7条第8号及び第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートル	Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額	
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額	

	<u>その他のもの</u>			<u>Aに0.024を乗じて得た額</u>	
<u>令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場</u>	<u>建築物</u>	<u>階数が1のもの</u>	<u>占有面積1平方メートル</u>	<u>Aに0.006を乗じて得た額</u>	
		<u>階数が2のもの</u>		<u>Aに0.008を乗じて得た額</u>	
		<u>階数が3のもの</u>		<u>Aに0.011を乗じて得た額</u>	
		<u>階数が4以上のもの</u>		<u>Aに0.012を乗じて得た額</u>	
	<u>その他のもの</u>			<u>Aに0.006を乗じて得た額</u>	
<u>令第7条第12号に掲げる器具</u>			<u>占有面積1平方メートル</u>	<u>Aに0.024を乗じて得た額</u>	